

平成 29 年度兵庫県指定文化財一覧表

| 種 類 | 名 称 | 員数 | 所 在 地 | 所 有 者 (管 理 者) |
|-------------------------------------------|-------------|-------------------------|-----------------------------------|--------------------|
| 有 形 文 化 財 | 建造物 | 1 棟 | 尼崎市扇町 33 番地 4 (兵庫 県立尼崎の森中央緑地内) | 兵庫県 |
| | 建造物 | 2 棟 | 丹波市山南町和田 1262 | 宗教法人 狭宮神社 |
| | 考古資料 | 657 点 | 篠山市今田町上立杭 4 | 兵庫陶芸美術館 |
| 民 俗 文 化 財 | 無形民俗文 化財 | — | 美方郡香美町地内 | 香美町三番叟保 存会 |
| 史 跡 名 勝 天 然 記 念 物 | 史跡 | 2,792 m ² | 加西市北条町北条 1290 及び 1293 | 羅漢寺(五百羅漢 保存委員会) |
| | 名勝 | 2,204.95 m ² | 三木市本町 3 丁目 1368 番 1 | 三木市 |

別表2

名称変更

次の表の左欄に掲げる建造物の名称等を改めて同表右欄に掲げるとおりとする。

| 種 類 | 左 欄 | | | 右 欄 | | | | |
|-----------------------|-----|-----------------------|------|--------------------------------|----------------------|-------|--------------|-------------|
| | 名称 | 員数 | 関係告示 | 名称 | 員数 | 所 在 地 | 所 有 者 | |
| 有 形 文 化 財 | 建造物 | しょうごんじたほうとう 莊嚴寺多宝塔 | 1棟 | 平成12年5月2日 兵庫県教育委員会 告示第3号 | しょうごんじ 莊嚴寺 多宝塔 | 1棟 | 西脇市黒田庄町1589番 | 宗教法人 莊嚴寺 |

別表3

追加指定

次の表の左欄に掲げる建造物に同表中欄に掲げる建造物を新たに指定し、これを追加して同表右欄に掲げるとおりとする。

| 種 類 | 左 欄 | | 中 欄 | | 右 欄 | | |
|-----------------------|-----|----------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| | 名称 | 員数 | 名称 | 員数 | 名称 | 員数 | |
| 有 形 文 化 財 | 建造物 | しょうごんじ 莊嚴寺 多宝塔 | 1棟 | しょうごんじ 莊嚴寺 本 堂 附 奉加札1枚 延宝十年の記のあるもの 三社八幡宮 附 棟札一枚 宝永五年の記のあるもの 木槌2本 うち1本は宝永五年の記のあるもの | 2棟 | しょうごんじ 莊嚴寺 多宝塔 本 堂 附 奉加札1枚 延宝十年の記のあるもの 三社八幡宮 附 棟札1枚 宝永五年の記のあるもの 木槌2本 うち1本は宝永五年の記のあるもの | 3棟 |

別表4

平成29年度兵庫県登録文化財一覧表

| 種 類 | 名 称 | 員数 | 所 在 地 | 所 有 者 |
|---------------------------------|-------------------------------|----|---------------|--------------|
| 登 録 有 形 文 化 財 | 建造物 てんまんじんじゃほんでん 天満神社本殿 | 1棟 | 三田市天神3丁目34番5号 | 宗教法人 天満神社 |

平成 29 年度兵庫県指定文化財概説

きゅうこさかけじゅうたく

1 旧小阪家住宅 1 棟（建造物）（尼崎市）

旧小阪家住宅は平成七年（1995）まで、芦屋川の西、六甲山南麓の芦屋市三条町にあった農家である。当家は旧家として知られ、過去には庄屋も務めている。

主屋は、平成七年の阪神・淡路大震災で大きく損壊し、解体を余儀なくされたが、部材は解体調査の後、芦屋市に寄贈された。その後、部材を県が譲り受け、県立尼崎の森中央緑地において、移築復原工事が行われた。

この建物は、入母屋造、茅葺、平入で正面を南に向け、本瓦葺の下屋を、南面東側の約 2 間分を除く四面におろす。

建設年代は不明であるが、構造や工法から、18 世紀後期に建てられたと判断される。

六甲山南側における近世の茅葺民家はこの建物だけであり、兵庫県内における六甲山南側の近世茅葺民家の唯一の遺構として重要な建物と評価できる。



全景

2 莊嚴寺 本堂・三社八幡宮 2 棟（建造物）（西脇市）

莊嚴寺は、西脇市の北部に位置する黒田庄町黒田にある高野山真言宗の寺院である。

本堂は、五間堂で、西を正面とする。屋根は茅葺で、銅板で覆っていたが、近年の修理でチタン葺に変更された。

本堂の建設年代は、延宝十年（実際は天和二年）の奉加板札や本堂の様式等から、延宝十年（1682）頃に建てられたと認められる。

本堂は、外陣が寄棟形式の天井であることに特徴があり、中世の仏堂形式が近世に移行する状況を示しており重要である。

三社八幡宮は、本堂の西南、多宝塔の西に位置する小規模な三間社流造の社殿である。建設年代は、棟札により宝永五年（1708）で、全体に木柄が細く、華奢であるが、技巧を凝らした優品である。

県指定文化財の正徳五年（1715）建設の多宝塔や、唯一残る子院の法音院が近世の建築形式を伝えており、そうした一山が扇状地の谷奥に立地し中世末から近世の山林寺院の景観を偲ぶことができる点にも、非常に大きな価値があり、



本堂全景（撮影者：桑原英文）



三社八幡宮全景（撮影者：桑原英文）

既指定の多宝塔と併せて保存を図る。

3 ^{さみやじんじゃ} 狭宮神社 ^{ほんでん} 本殿・^{てんまんぐう} 天満宮 2棟（建造物）（丹波市）

狭宮神社は丹波市山南町の西部、加古川の支流牧山川の北岸に所在する。創祀の時代は不明で、正保年中に柏原藩主の援助により現在地に移転した。

本殿は規模の大きな二間社入母屋造の社殿である。この本殿の特徴は向拝付の二間社であり、かつ入母屋造という点にある。次にこの本殿は装飾がきわめて豊かで、彫刻装飾で埋め尽くされたかの印象をうける建物である。

天満宮は、沿革は定かではないが、建物は様式から17世紀後期の建設と判断される。

建物は標準的な形式の一間社流造社殿である。天満宮は間口1mに満たない小規模な社殿であり、本殿とは対照的に簡素に作られている。17世紀後期に遡る端正な社殿として貴重であり、また狭宮神社の境内の近世の姿を伝える重要な遺構である。

以上のように、狭宮神社にある江戸時代中期の華麗な意匠を豊富に纏った本殿と、やや古式で簡素な天満宮は、県下でも上質な建物であると共に、丹波市域の近世建築の質の高さと時代の特徴を示す遺構として重要である。



本殿外観

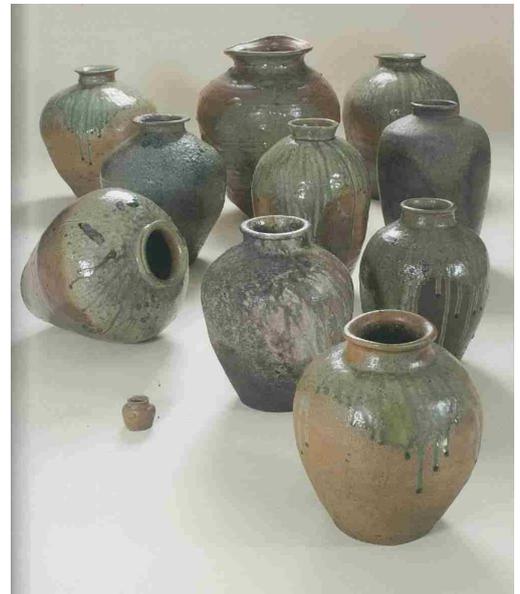
4 ^{たんばやき} 丹波焼（^{ひょうごとうげいびじゅつかんしよぞうしりょう} 兵庫陶芸美術館所蔵資料） 657点（考古資料）（篠山市）

兵庫陶芸美術館に収蔵された丹波焼で、全但バス株式会社の創業者田中寛が収集した資料522点と、丹波焼の編年研究に使われてきた古窯跡の出土資料135点の合計657点からなる。

田中の収集した資料は、安定した生産が展開した室町時代から隆盛を極める江戸時代を経て明治時代に生産された陶器群で、県指定美術工芸品2点を含む壺・德利・甕・鉢など、広く流通した日用雑器が中心をなす。なかでも近世の資料は豊富で、全国各地の遺跡で出土した丹波焼との比較や型式編年・器形群の変遷等研究にも活用されてきた。

古窯跡で出土した資料は、狭義の丹波焼生産地である篠山市今田町立杭・釜屋地域に所在する6窯跡と、周辺地域である氷上市域の2窯跡で採集され、13世紀から16世紀代の年代観を示す。生産初期とされながら発掘調査事例が少ない中世の実態を知る資料と位置づけられている。

当資料は、隆盛を極める江戸時代から明治時代に至るまでを中心とする収集品と、初現期である中世初頭から近世におよぶ窯跡から出土した資料が補完されることで、用途や形態のバリエーション・時間的変遷など、丹波焼の実態が俯瞰できる。



丹波焼 壺

5 ^{かみちょう} ^{さんばんそう} 香美町の三番叟 （無形民俗文化財）（香美町）

香美町では香住区内の6カ所（一日市、香住、森、下浜、訓谷、沖浦）、小代区内の1カ所（新屋）の計7カ所で三番叟が伝承され、毎年10月に行われる秋祭りにおいて奉納されている。三番叟は、一般的には「さんばそう」というが香住区では「さんばんそう」という。「三番叟」は踏み鎮めの祈祷の意が込められているので、舞うのではなく、踏むという。

香美町の三番叟は、近世にこの地で流行した村芝居、農村歌舞伎の影響が大きく、能の影響も受けている。踏子は少年がつとめるところが多く、少子高齢化のなかで伝承が危ぶまれた時期もあった。しかし、昭和四十年代（1965～1974）から平成二十年（2008）にかけて、保存会を結成し、鳴り物や謡の継承にも大きな役割を果たしている。

兵庫県下の三番叟は、当該地区を除くと丹波地域に分布している。また、但馬海岸に隣接する京都府丹後地区にも集中的に分布がみられる。しかしながら、いずれも歌舞伎の影響が大きく、能の影響もみられたり、村芝居などをともなう点が香美町の三番叟の地域的な特色となっている。

香美町の三番叟は、社会の変化に応じて長く伝承され、能や歌舞伎という伝統芸能が近世の地域社会に定着、継承されてきた事例として、民俗芸能の資料を提供する貴重な存在である。



下浜三番叟翁

6 ^{ほうじょう} ^{ごひゃくらかん} 北条の五百羅漢 2,792 m²（史跡）（加西市）

加西市の中心市街から北西に所在する羅漢寺の境内に位置する。角柱状の石材を加工した羅漢立像が大半を占めるほか、釈迦三尊像や大日・阿弥陀如来像、天女型坐像など459体で構成される。

羅漢立像は、角柱の石材を括れさせて頸部とし、頸部以下は角柱のまま浮き彫りや陰線刻で両手や衣を表現する。石材に「高室石」（通称）と呼ばれる凝灰岩を用い、表現方法も概ね統一している。

近世は南に近接する酒見寺に属し、寺伝で「天正年間に兵火によって焼失した後、慶長年間に再建した」とされることに対し、無銘のものが多く金剛力士坐像などに慶長年間の紀年銘が見られ、天保十一年以降に刊行された『田安領記』に「慶長十五年戊閏三月廿六日高瀬清右衛門再興」と起源が記されることから、17世紀前半の酒見寺再興に伴う整備や信仰・供養のため造立されたと考えられる。

17世紀前半に酒見寺の再興に伴う寺内整備や信仰・供養のために造立された石仏群が、原位置で現在まで保存されてきたことは、中世から近世初頭における寺院の再興など、播磨における当時の社会的な動向を検討する上で、貴重である。



五百羅漢

7 旧小河氏庭園 2,204.95 m² (名勝) (三木市)

明治から大正期にかけて、郡会議員や三木銀行設立の一員となるなど、政財界で活躍した小河秀太郎の別邸に附属する庭園。明治末頃に作庭され、緩やかな斜面上に住宅を中心にして前庭・主庭・中庭・裏庭・側庭からなる。主庭は、変化のある池泉に高低差をつけた園路が通り、橋や沢飛び石、山や谷といった景色の変化を楽しむ池泉回遊式庭園である。その他の庭も建物と一体となった優れたものであり、住宅庭園としての典型的な形が揃っている。本庭は近代庭園としての高い技術が用いられており、それを理解し、観賞する上で兵庫県を代表する庭園である。よって、名勝に指定してその保護を図るものである。



主庭全景

平成 29 年度兵庫県登録文化財概説

てんまんじんじゃほんでん
1 天満神社本殿 1 棟（建造物）（三田市）

当社は、JR 三田駅西方約 1.5km の場所に鎮座し、祭神は菅原道真を始めとする 6 柱を祀る。歴代三田城主の信奉ののち、寛永十年（1633）に九鬼家が藩主となった後は九鬼家の祈禱所となり、藩民からも広く崇敬を集めた。享保十九年（1734）類焼により境内の社殿の多くが焼失し、本殿は元文四年（1739）に再建されたものである。

本殿は東面し、正面一間、背面二間、側面二間、入母屋造、妻入、銅板葺、向拝一間である。

軸部はケヤキを主材とした良材を使い、髹股や木鼻、脇障子といった部材には霊獣、動植物を題材とした流麗で質の高い彫刻を彫り、本殿を華やかものになっている。

本殿は規模の大きな二間社の入母屋造妻入の社殿で、木鼻・支輪・琵琶板などに華麗な彫刻を豊富に施し、保存状況も良好である。建立年代も明らかであり、当地方における 18 世紀中期の神社建築の指標となりうるものである。登録基準(2)造形の規範となっているものとして注目される。



本殿外観

(画像資料) 旧小阪家住宅 (尼崎市)



01 外観 1



02 外観 2

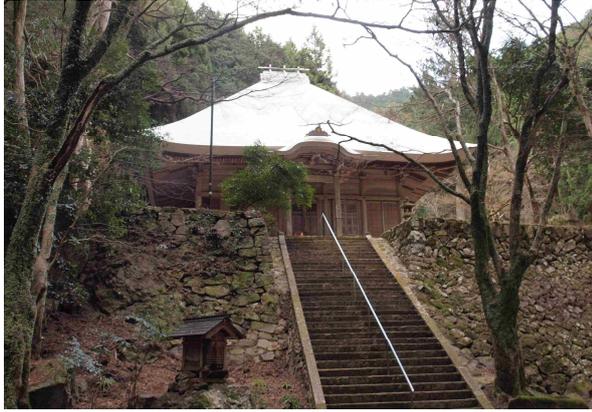


03 オモテノマより北西を見る



04 土間南より北西を見る

(画像資料) 莊厳寺 (西脇市)



01 本堂全景



02 本堂外観



03 本堂内陣



04 本堂外陣



05 三社八幡宮



06 三社八幡宮正面

(画像資料) 狭宮神社 (丹波市)



01 本殿外観 1



02 本殿外観 2



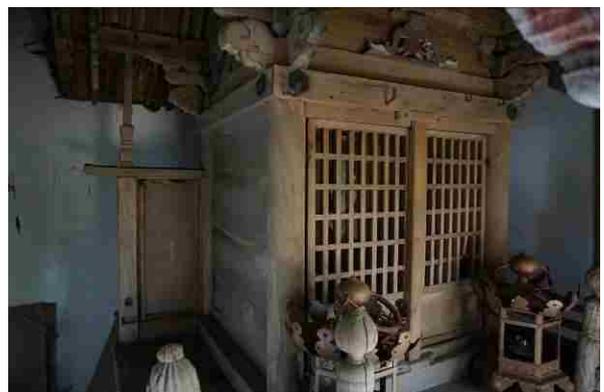
03 本殿外観 3



04 彫刻詳細



05 天満宮外観



06 天満宮正面

(画像資料) 丹波焼 (兵庫陶芸資料館所蔵資料)



代表的な丹波焼の製品



さまざまな丹波焼 (山椒壺)



徳利



壺 (13世紀)



採集資料 1 (太郎三郎窯跡)



紀年銘壺 (慶長2年)

(画像資料) 香美町の三番叟 (香美町)



一日市三番叟 翁



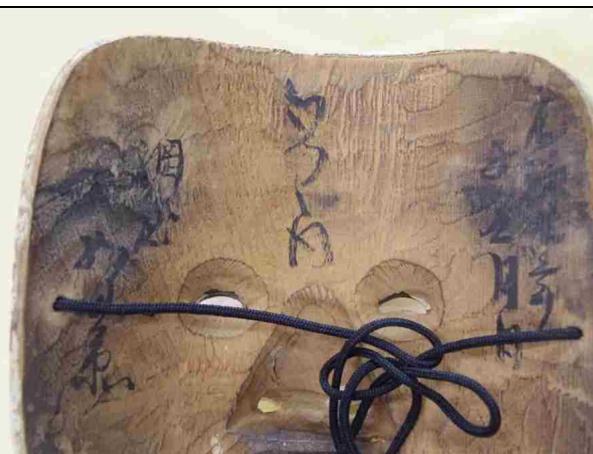
沖浦三番叟 黒木尉



香住三番叟 千歳



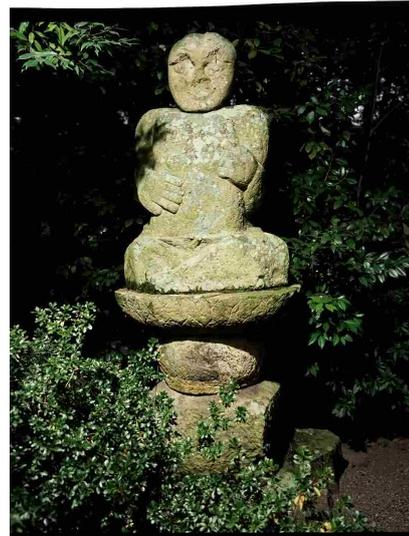
一日市三番叟 面の墨書



(画像資料) 北条の五百羅漢 (加西市)



五百羅漢 全景



仁王像



来迎仏



本尊仏・羅漢仏

(画像資料) 旧小河氏庭園 (三木市)



01 表門から主屋へのアプローチ (前庭)



02 池泉から主屋を眺める (主庭)



03 中庭



04 裏庭

(画像資料) 天満神社本殿 (三田市)



01 本殿南東面



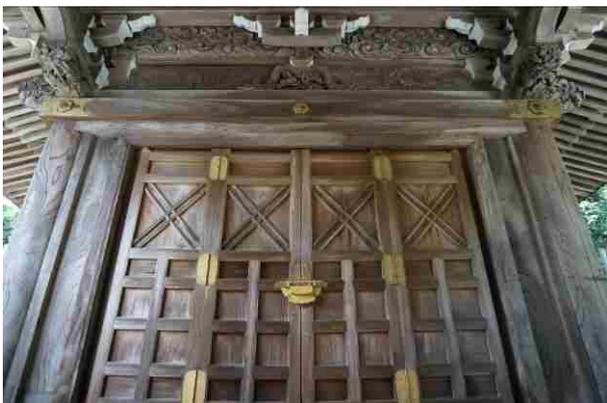
02 本殿北東面



03 本殿南西面



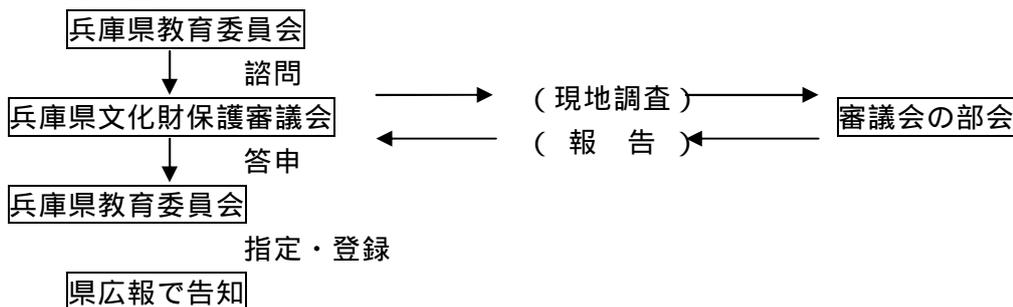
04 正面小壁・支輪板彫刻(金烏?)」



05 本殿正面

【資料】指定・登録物件の概要

1 指定・登録の流れ



(重要有形文化財)

第4条 兵庫県教育委員会（以下「県委員会」という。）は、県の区域内に存する有形文化財のうち、重要なものを兵庫県指定重要有形文化財（以下「指定有形文化財」という。）に指定することができる。

(指定民俗文化財)

第27条 県委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財のうち重要なものを兵庫県指定重要有形民俗文化財（以下「指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち重要なものを兵庫県指定重要無形民俗文化財（以下「指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

(史跡名勝天然記念物)

第31条 県委員会は、県の区域内に存する記念物のうち、重要なものを兵庫県指定史跡名勝天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」という。）に指定することができる。

(登録文化財)

第19条の2 県委員会は、県の区域内に存する指定有形文化財及び法第182条第2項の規定に基づく市町の条例の規定による指定を受けた有形文化財以外の有形文化財（建造物であるものに限る。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 統計資料（今回の県指定関係分）

指 定

| | 現在の指定数 | 今回の指定数 | 累 計 |
|-------|--------|-----------|-------|
| 建 造 物 | 2 0 6 | 2（外追加指定1） | 2 0 8 |
| 考古資料 | 1 1 0 | 1 | 1 1 1 |
| 無形民俗 | 4 0 | 1 | 4 1 |
| 史 跡 | 9 1 | 1 | 9 2 |
| 名 勝 | 1 9 | 1 | 2 0 |

登 録

| | 現在の登録数 | 今回の登録数 | 累 計 |
|-------|--------|--------|-----|
| 建 造 物 | 2 1 | 1 | 2 2 |

3 語句説明

[指定物件]

旧小阪家住宅

入母屋造（いりもやづくり）

寄棟と切妻の結合した屋根形式。

平入（ひらいり）

切妻屋根（棟を頂点として二つの傾斜面が合わさって三角形をつくる屋根）をもった建物の形式。

本瓦葺（ほんがわらぶき）

丸瓦と平瓦を交互に組み合わせた葺き方。

下屋（げや）

主屋から差しかけてつくり出した小屋根、またはその下の建物部分。

荘厳寺

五間堂（ごけんどう）

正面柱間の数が5間ある堂。

奉加板札（ほうがいたふだ）

神仏へ財物を寄進し、堂舎の造営、補修、仏像の造立などを助成することを奉加といい、この時助成した財物の目録や寄進者の氏名などを記した板札。

外陣（げじん）

神社の殿内および仏寺の堂内で、御霊代（みたましろ）や本尊を安置する場所を内陣（奥側）といい、この前にある礼拝や祭祀に用いる空間を外陣（手前側）いう。

寄棟（よせむね）

大棟と四つの棟をもつ屋根形式、あるいはその屋根をもった建物形式。

三間社（さんげんしゃ）

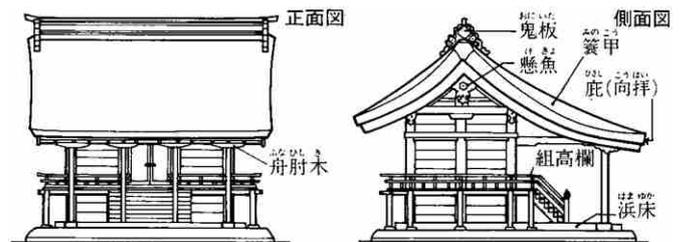
正面の柱間が3間ある社殿。

流造（ながれづくり）（右図）

神社本殿形式の一つ。切妻造平入りの正面側に庇（向拝）をつけた本殿。全国的に最も流布した形式。

棟札（むなふだ）

建物の新築、修理などをした際に、施主・施工者名・年月日・祈願文等を墨で書き付け、棟木等に打ち付ける、上部が駒形をした細長い板。



流造（上図は三間社）

狭宮神社

二間社（にけんしゃ）

正面の柱間が2間ある社殿。

入母屋造（いりもやづくり）（右図）

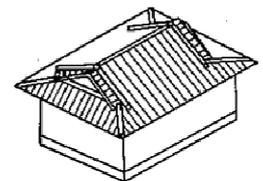
寄棟と切妻の結合した屋根形式。

向拝（ごはい）

礼拝のための場所として、社寺の本殿や本堂の正面に設けた張り出し部分。

一間社（いっけんしゃ）

正面の柱間が1間の社殿。



入り母屋屋根

流造（ながれづくり）

神社本殿形式の一つ。切妻造平入りの正面側に庇（向拝）をつけた本殿。全国的に最も流布した形式。

丹波焼（兵庫陶芸美術館所蔵資料）

丹波焼古窯跡

丹波地方で12世紀ころから現代に至るまで生産を行っていた陶器の窯跡群。中世には壺や甕などを中心とした生産を行っていたが、近世には徳利や鉢などの日常に供される陶器を生産した。狭義の生産地には、現篠山市今田町立杭・釜屋地域を指し、広義には旧氷上地域を含む。

立杭地域には、有形民俗文化財として「丹波立杭登窯」として指定されている。

田中寛（たなか ひろし）

全但バス創業者。明治37年（1904）美方郡村岡町生まれ。昭和5年（1930）年からタクシー業を創業し、実業家として活躍する。昭和34年（1959）に病床に伏した際、社会や郷土の文化向上について決意し、丹波焼の収集を開始する。

昭和55年（1966）に、財団法人 兵庫陶芸館を開設し、収集した丹波焼等の公開を行ったが、平成7年（1995）の阪神淡路大震災により施設が損壊を受けた。このため、資料群を兵庫県に寄贈し、兵庫陶芸美術館で所蔵することとなった。

型式編年

資料の形態や製作技法を基準として、変化する資料を相対的な変遷の順番で並べたもの。扱う資料のなかに、年代を示すもの（紀年銘）があれば、実際の年代が明らかとなる。

香美町の三番叟

三番叟

一般的には「さんばそう」というが香住区では「さんばんそう」という。「三番叟」とは能で翁と称される「式三番」のこと。式三番とは、「例式の三番の演目」の意味で《父尉》《翁》《三番猿楽》の三演目を指す。

鳴り物

歌舞伎の下座音楽に用いる三味線以外の楽器の総称およびその音楽。

謡

能の舞いに添えられる歌謡。

民俗芸能

一般的には「祭礼」を構成する要素/部分として位置づけられる。

北条の五百羅漢

羅漢

もともとは、仏教の修行者のうち、修行や仏道を学びきったものの尊称で「阿羅漢」と呼称されていた。この阿羅漢となった修行者で、仏典の編集に従事した者が500人いたことから、「五百羅漢」と呼ばれるようになり、彼らをかたどった像が、羅漢像とされている。

高室石（たかむろいし）

加西市高室一帯で産出される、細粒凝灰岩の通称名。他にも石材とし、市内の長石（おさいし）

や高砂市の竜山石が知られるが、それらとは相対的に成分組成が異なる。五百羅漢以外にも、加西市域の神社の玉垣や石像などに利用されている。

酒見寺・住吉神社

加西市に所在する、寺院及び神社。『延喜式』や「住吉大社神代記」(『加西市史』第8巻所収)によれば、9世紀頃から地域の寺社として成立し、近世まで継続する。

近世には、共同で行う法会を媒介として、一体となって播磨地域の天台宗系寺院の中核的な位置を占めていた。

『田安領記』

田安德川家の領内について記述をおこなったもので、天保11年(1840)以降に成立したと考えられている。この中に「五百羅漢、寺内村の竹林の中に兀然として並立す」と記載があり、五百羅漢という名称が、おそくともこのころに成立していたことがわかる。

旧小河氏庭園

あがわひでたろう
小河秀太郎(1847~1920)

明治から大正にかけて三木の政財界で活躍した。小河秀太郎は、弘化4年三木町の米穀肥料商小河太吉(たきち)の二男として生まれる。明治9年に酒造業を始め財をなし、明治26年には三木町長を務める。そのほか、郡会議員、郡参事会員を務めるなど行政に大きな業績を残した。

その一方で、三木銀行の創立に関わるなど、三木の産業会にも貢献を行なった。明治36年頃から別邸の建築に着手し、明治末ごろには完成していたと思われる。大正9年2月13日病にかかり死去。73歳であった。

池泉回遊式庭園

池泉を中心にして、その周囲に園路を巡らし、歩きながら観賞する庭園。赤穂城本丸庭園などのように規模の大きい庭園に多い様式。

[登録物件]

天満神社本殿

入母屋造(いりもやづくり)

寄棟と切妻の結合した屋根形式。

妻入(つまいり)

建物の妻(梁間方向の短い面)の側に主となる入り口がある建築形式。

向拝(ごはい)

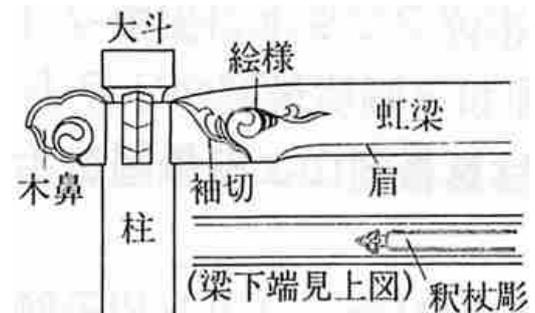
礼拝のための場所として、社寺の本殿や本堂の正面に設けた張り出し部分。

暮股(かえるまた)(次頁図)

二つの横木の間に入れて、上方の横木を受けるような形の部材。台形の斜辺を繰りこむ。

木鼻(きばな)(右図)

虹梁、頭貫の端部にある彫刻。単独で柱に取り付くものもある。



脇障子（わきしょうじ）（右下図）

三方に廻った縁の後方終端部にある衝立（ついたて）状のもの。

支輪（しりん）（下図）

軒裏において、通り肘木と桁の間に取り付けられた曲線状の材。

琵琶板（びわいた）（下図）

組物と組物の間などに嵌め込む板のこと。



県の文化財保護の体系

県の文化財の指定及び登録は、県教育委員会が兵庫県文化財保護審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財を種類ごとに整理すると次のようになります。

